

# 背景と目的

## 1. 背景と目的

墨田区は、江戸・東京の数多くの歴史・文化的資源、隅田川・荒川等の豊かな水辺、そして暮らしと生業が一体となった、下町の個性と魅力にあふれたまちです。

墨田区では、都市景観の基本方針として「すみだ風景づくり」を平成元年度に策定し、続いて「すみだ風景づくり読本」を平成4年度に作成し、まちかどアートや公共サインによる風景づくりに取り組んでいるところです。また、平成16年度には、街並みを整えるため、建築物の最高高さを制限する高度地区の指定を行いました。

その後、平成17年度に景観法が施行され、良好な景観形成のための誘導および規制が明確に位置づけられ、より主体的に取り組める環境が整ってきました。

また、平成17年度の「墨田区基本構想」、平成18年度の「墨田区基本計画」の策定を受けて、「墨田区都市計画マスタープラン」を平成19年度に改定しています。

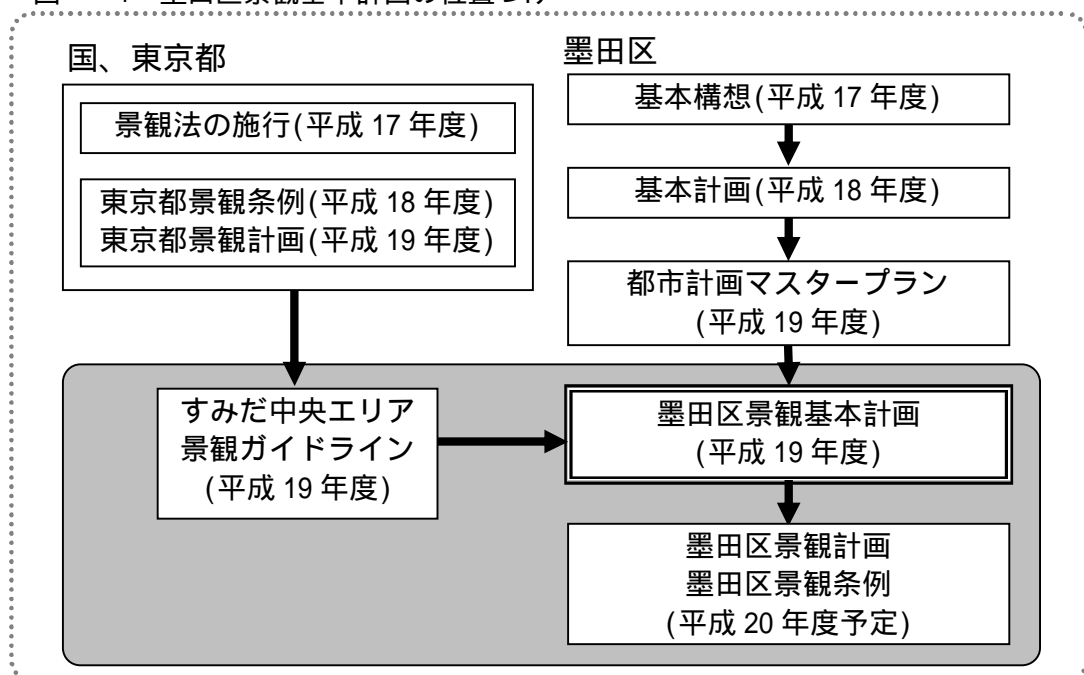
このような状況のなか、世界一高い新タワーの建設を契機とした国際観光都市にふさわしい新たな景観の創出や、歴史・文化資源を活用した景観形成、地域のまちづくりと連携した景観形成が急務となっています。

このため、「すみだ風景づくり」を基調としながら、景観法をふまえた取り組みへの移行とともにすみだにふさわしい良好な景観形成を目的として墨田区景観基本計画を策定するものです。

## 2. 位置づけ

墨田区景観基本計画は、墨田区基本構想及び基本計画、墨田区都市計画マスタープランを上位計画とし、景観法と東京都景観条例及び東京都景観計画をふまえた、墨田区の景観まちづくりの指針として位置づけるものです。

図 - 1 墨田区景観基本計画の位置づけ

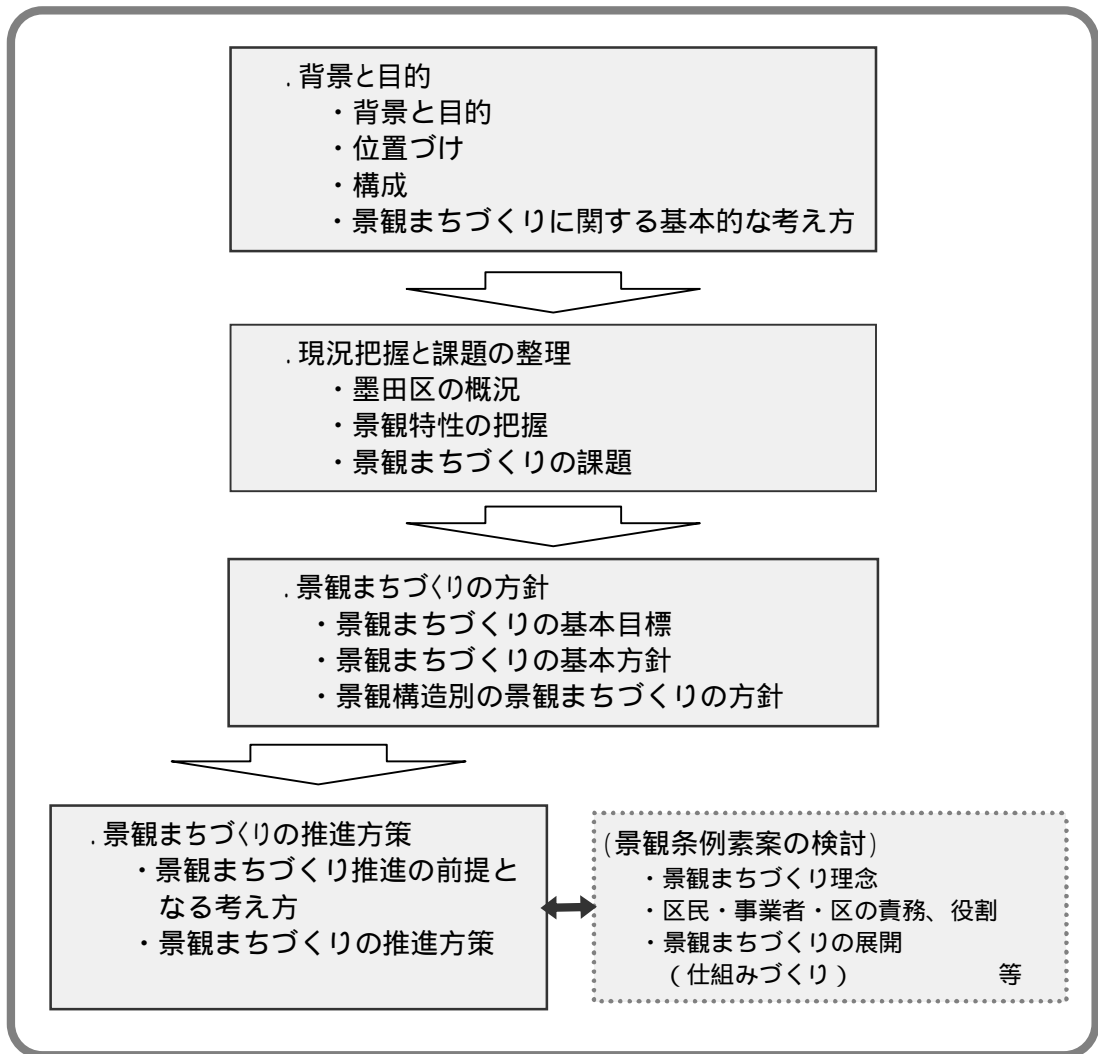


### 3 . 構成

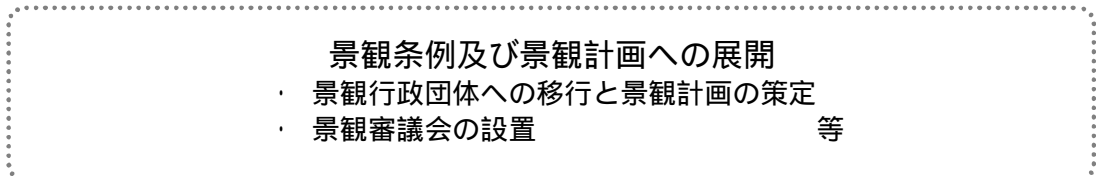
墨田区景観基本計画は、墨田区の良い景観形成に向けて、その目標、方針を定め、区民、事業者、行政の協働による取り組みを推進するためのマスタープランとなるものです。また、景観行政団体への移行を目指し、景観条例の制定、景観計画を策定し、景観法にもとづく実効性のある景観まちづくりへの展開を目指すものとします。

図 - 2 墨田区景観基本計画の構成と今後の展開

< 墨田区景観基本計画の構成 >



< 今後の展開 >



## 4. 景観まちづくりに関する基本的な考え方

---

これまでの墨田区の景観形成への取り組みやまちづくりの方向、景観法に示されている美しい景観形成に向けた基本理念等をふまえて、本計画が目指す墨田区の良い景観形成について、以下の基本的な考え方のもとに取り組みます。

### すみだの景観は、人々の共通の資産

すみだの景観は、基本理念にもとづいて墨田区が目指しているまちづくり（多くの人が「すみだに住みたい」「すみだで働きたい」「すみだを訪れたい」と思うまちづくり）と、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものです。このため、区民そして区を訪れる人々の共通の資産として、また現在ばかりでなく将来の人々がその恵みを楽しむことを目指す必要があります。

### すみだの景観は、すみだらしさをあらわすもの

すみだの景観は、建築物や通り、緑などだけでなく、人々の活動やまちの歴史などを含む「すみだ」らしさにより形づくられるものです。このため、すみだの「自然」、「歴史」、「文化」、「まち」、「心象」等の多様な景観要素に総合的な側面から取り組む必要があります。

### すみだの景観は、一体的なまちづくりにより実現されるもの

すみだの景観は、観光などのまちの活力を育み、人々の交流の促進などにも大きな役割を担うものです。美しい景観形成が活力あるすみだづくりに資するよう、景観行政ばかりではなく、防災まちづくりや観光振興など、まちづくりとして一体的に取り組む必要があります。

### すみだの景観は、守り・育み、つくるもの

すみだの景観は、今ある良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創出する取り組みが必要です。

### すみだの景観は、区民と行政との協働によるもの

すみだの景観は、区民・地域・NPO・企業の皆さんと区とが、共有する目標を持ち、それぞれの立場で協力しあいながら取り組んでいくものです。そして、美しくすみだらしい街並みにするため、共有するルールのもとに進めていく必要があります。

